



目次

1. 今号のハイライト	p.1		
2. 各国税務ニュース(2023年10月31日時点)	p.2-4		
英国	ドイツ	オランダ	フランス
イタリア	スイス	欧州連合	
3. Doing business	p.4		
4. セミナー情報	p.5-6		
英国	ドイツ	オランダ	
5. バックナンバー	p.6		
6. 各国問い合わせ先	p.7		

今号のハイライト

1. 欧州委員会からいくつか重要な EU 指令案の公表がありました。特に「欧州域内事業者共通所得課税 (BEFIT)」に関しては、まだ導入されるかは未定であるものの、実際に導入されれば欧州における税務ストラクチャリングや移転価格管理に大きく影響が出ると考えられます。
2. 炭素国境調整措置 (CBAM) の移行期間における実施規則が採択されました。特定の物品を欧州域外から輸入している法人は 2023 年 10 月～12 月の四半期に関して 2024 年 1 月末までに特定の情報を申告する必要があります。
3. 英国では、2023 年税制改正における移転価格文書化義務に関するガイダンスが公表されています。
4. ドイツでは、2024 年の税制改正案として「経済成長促進法」および「不動産移転税法」の改正法案ドラフトを公表しました。改正法案ドラフトのまま施行されるかは不明ですが、そのまま施行される場合には在独日系企業の繰越欠損金に係る戦略やグループ内組織再編成に影響が出るものと予測されます。
5. オランダでは、9 月 19 日に政府より 2024 年税制改正案が公表されました。また 9 月 11 日にオランダ財務長官より Pillar 2 法案に関わる注釈 (Memorandum) が公表されました。
6. フランスでは、税務調査が厳格します。2023 年 5 月に一連の措置が発表されました。特に移転価格の分野では文書化義務の適用範囲が拡大します。これらの措置は 2024 年の法改正によって規定されます。

各国税務ニュース(2023年10月31日時点)

英国



移転価格文書化義務に関するガイダンスの公表

2023年税制改正により、英国の移転価格税制上、OECDのガイドラインに沿った移転価格文書の整備が求められることとなりました。当該移転価格文書化義務の改正に関連して、文書化義務を免除する重要性基準、英国内取引の扱い、ベンチマーク分析の実施指針、HMRCの情報提供依頼権限などを含む、税制改正に係る実務的なガイダンスが公表されています。

ドイツ



ドイツ経済成長促進法案ドラフトの公表

2023年7月14日、ドイツ財務省は、ドイツの税法に関する多数の改正案(経済成長促進法)を発表しました。その多くは利子損金算入の制限に重点を置いており、同時に税務上の欠損金や繰越欠損金の活用をより広範に認めるものです。議会内および外部の有資格専門家との調整ラウンドを含む立法プロセスはまだ始まったばかりですが、ここでは主要な改正案について説明いたします。

ドイツ不動産移転税の改正案の公表

連邦財務省は、連邦各州に対し、不動産移転税法改正案を送付しました。この草案が制定されれば、ドイツの不動産移転税は大幅に改正されることになり、ドイツの不動産資産を持つ多国籍企業にとっては、グループ内での組織再編成が不動産移転税の課税なしに可能になります。この法案は2024年1月1日から施行される予定ですが、この草案は審議の過程で変更される可能性があります。また、完全に否決される可能性もあります。

2023年移転価格通達の公表

当該2023年移転価格通達は、原則として、最終確定していないすべての事案(申告書)に即時適用されます。ただし、機能移転に関する章だけは、2022年1月1日以降に行われた機能移転から適用されます。それ以前に行われた機能移転には、2010年10月3日付の通達が引き続き適用されます。

オランダ



オランダ2024年税制改正案の公表

オランダ政府より公表された2024年税制改正案によると、今回の法人税制に関わる変更は限定的であるものの、税務適格性ルールの変更(Tax qualification policy for legal forms Act)や条件付配当源泉税の導入(Conditional withholding tax on dividends)はスキームによっては影響を与える可能性があるため留意が必要です。

Pillar 2 法案に関わる注釈

オランダ Pillar 2 法案に関して、オランダ法人税に固有の制度(イノベーションボックスやトン税、適格子会社株式持分に係る清算損)に対して何らかの手当がなされることが期待されていましたが、オランダ財務長官より公表された Pillar 2 法案に関わる注釈(Memorandum)によると、最低税率(15%)を下回る場合の影響は限定的として引き続き注視していくという表現に留まりました。今後オランダ Pillar 2 法案は、2024年オランダ税制改正案のパッケージに取り込まれた上で審議され、2023年12月31日から施行の見込です。

EU Gateway newsletter 2023年4月号

ATAD3(シェルカンパニー防止)で求められる経済的実体の要件について、欧州評議会の議長国スウェーデンによる提案内容が明らかになりました。また Pillar 2 について、ドイツとスペインにおいても適用に向けての進展がありました。

EU Gateway newsletter 2023年5月号

CJEUはドイツの非居住者不動産ファンドの税務上の取り扱いに関して、EU機能条約に違反するとの判決を下しました。また欧州委員会はベルギーにおけるCFC税制の合算課税に係る規定に着目し、CJEUに対して告発しています。

[EU Gateway newsletter 2023 年 6 月号](#)

Pillar 2(グローバルミニマム課税)についてオランダとチェコが法案を発表しました。また温室効果ガス削減政策パッケージ(Fit for 55)のうち、炭素国境調整措置(CBAM)を含むいくつかの政策が正式に EU 官報に掲載されました。

[EU Gateway newsletter 2023 年 7 月号](#)

炭素国境調整措置(CBAM)に関して、詳細規定案が公表されました。また EU 域外補助金規則(FSR)に関して、欧州委員会は 6 月に Q&A を公表しています。その他に、ATAD3(シエルカンパニー防止)に関して動きが見られました。

[EU Gateway newsletter 2023 年 8 月号](#)

EU における公開国別報告書について、EU 指令の国内法への落とし込みが期限までに完了していないオランダなど 17 カ国に警告文が発出されました。またドイツではグローバルミニマム課税の法案修正に伴い、CFC 税制の適用免除税率の引き下げが提案されています。

[EU Gateway newsletter 2023 年 9 月号](#)

CBAM 申告について、欧州委員会は申告内容、時期、方法に関する実施規則およびガイダンスを承認、公表しています。また、ロシアの EU ブラックリストへの追加に対抗して、ロシア側で新たに 38 カ国との租税条約を一時的に停止しています。

フランス



[税務調査の厳格化—フランス政府 5 年計画\(2023 年 5 月発表\): 日系企業への影響は?](#)

フランスでは 2023 年 5 月、税務調査の厳格化に関する一連の措置が発表されました。特に移転価格の分野では文書化義務の適用範囲が拡大します。これらの措置は 2024 年の法改正によって規定されます。電子請求書システム(E-invoicing / E-reporting)の導入や税務申告方法の電子化に対応し、改正される新しい法制を理解して正しく申告するためのポイントを解説します。

イタリア



[EU 非加盟国の株主に対する配当金: 差別的な課税となり得る取り扱いに関する判例](#)

イタリアの最高租税裁判所は、イタリアの居住法人が外国投資ファンドに支払う配当金に適用される源泉徴収税率を、イタリアの投資ファンドに支払う配当金に適用される当該税率より高くするという課税措置は不当に差別的であり、資金の移動を不当に制限する措置であることから、EU 機能条約(TFEU)の「資本移動の自由の原則(Free movement of capital)」に反しているとの判断を示しています。

[公益通報者保護制度について](#)

公益通報は、違法行為を探知するための重要な手段として認識されていますが、その効果的な運用のためには、適切かつバランスの取れた通報者の保護がきわめて重要です。イタリア議会は、報復や不利益から通報者をより確実に保護し、公益通報の利用を促進するために、Legislative Decree No.24 of 10 March 2023(以下「Decree」といいます。)を承認しました。これは、2019 年 11 月 26 日に公布され、同年 12 月 16 日に施行された EU 公益通報者保護指令(Directive (EU) 2019/1937 on the protection of whistleblowers)を施行するために整備されたイタリアの国内法です。

スイス



[国民投票で第 2 の柱を承認](#)

2023 年 6 月 18 日の国民投票において、約 78%の賛成多数で、第 2 の柱の実施に関する新たな憲法改正が承認されました。これにより、連邦政府(Federal Council)は、第 2 の柱の法令を暫定的に導入できます(6 年以内に連邦法で更新が必要)。

欧州連合



[欧州域内事業者共通所得課税の枠組み \(Business in Europe: Framework for Income Taxation\)に関する指令案の公表](#)

欧州委員会が EU 域内の国境を越えた大企業の税務コンプライアンス・コストを削減するための取り組みとして公表した、欧州域内事業者共通所得課税の枠組み (BEFIT)に関する指令案について解説します。

[欧州国境炭素調整措置 \(CBAM\)実施規則の採択](#)

2023年8月17日に欧州委員会 (European Commission)より国境炭素調整措置 (Carbon Border Adjustment Mechanism “CBAM”)の移行期間 (2023年10月1日～2025年12月31日)に関する実施規則が公表されました。これは、2023年6月13日に公表された実施規則案を元に、パブリックコメントを経て、更新されたものとなっています。

[EUおよびその他地域における国別報告書 \(CbCR\)の情報開示に係る最近の動向について](#)

国別報告書 (Country by Country Report: CbCR)等の開示については、EUにおいて、多国籍企業グループに対する税の透明性を確保することを目的として、EU域内に一定規模の子会社や支店を有する多国籍企業に対する国別報告書 (CbCR)の開示に係るEU指令が採択、発効されました。EU加盟国においては、現在、当該指令の国内法への置き換え手続きが進められています。

[欧州委員会の FASTER 指令 – EUでの源泉徴収手続きの統一化](#)

2023年6月19日、欧州委員会は、欧州連合 (EU)における源泉徴収手続きを投資家、金融仲介業者、加盟国の税務当局にとってより効率的で確実なものとするにより、単一市場への投資を促進することを目的とした「超過源泉税のより迅速かつ確実な救済 (FASTER) 指令」の草案を公表しました。

Doing business

英国



[Doing business and investing in the UK](#)

March 2021 edition

The guide will provide insight into the key aspects of undertaking business and investing in the UK, from establishing an entity to dealing with employees.



ドイツ



[Doing Business in Germany 日本語版 2022/23](#)

ドイツへの進出を検討されている、あるいはドイツで事業展開されている日系企業の皆様に役立つ会社法、税制、会計などの基本情報を1冊の冊子にまとめました。ぜひご利用ください。



オランダ



[Doing Business in the Netherland 日本語版 2023](#)

この投資ガイドは、オランダのビジネスでもっとも活用されている重要な項目をカバーしています。オランダにおいてビジネスを行うための重要な要素を幅広く理解することができます。



スイス



[スイス - 欧州へのゲートウェイ](#)

“Switzerland – Gateway to Europe” (日英併記)には法人投資家に役立つスイスの情報が要約されています。ビジネスの拠点としてのスイス、またそこでの法人税制という視点から、スイス市場への理解を深める一助になりましたら幸いです。



セミナー情報

各国で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

英国



日系企業向けセミナー「日系企業向け税務アップデートセミナー」

2023年9月22日に日系企業向けセミナー「日系企業向け税務アップデートセミナー」を実施しました。

《概要》

第2の柱の最新動向、英国税制改正の最新動向、欧州ViDA(デジタル時代のVAT)の今後の展望、欧州および英国における環境税(CBAM等)の動向、増加していく税務コンプライアンスに対応していくためのPwCのソリューションを解説させていただきました。

実施内容に関してご興味がありましたら、資料の送付や個別打ち合わせも可能です。下記の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先: 並木 祐弥 (yuya.x.namiki@pwc.com)

ドイツ



日系企業向けウェビナー「2023年移転価格通達」

2023年8月29日に日系企業向けウェビナー「2023年移転価格通達」を実施しました。

《概要》

2023年6月6日に、ドイツ連邦財務省は移転価格に関する新たな通達(外国税法第1条に基づく所得更正処分に関する原則)(以下、「2023年移転価格通達」)をウェブサイト上に公表しました。ドイツ税務当局は2023年移転価格通達において、グループ間における機能移転と金融取引に関する見解を更新し、事例を挙げて説明しています。このウェビナーでは、2023年移転価格通達について、特にケーススタディを通じてわかりやすく説明します。

実施内容に関してご興味がありましたら、資料の送付や個別打ち合わせも可能です。下記の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先: 河野 由紀子 (myukiko.kono@pwc.com)

「在欧日系子会社が押さえておくべきグローバル・ミニマム課税」セミナー(オンデマンド配信)

6月21日および22日に実施し、大変ご好評いただきました「在欧日系子会社が押さえておくべきグローバル・ミニマム課税」セミナーについてオンデマンド配信いたします。在欧州の駐在員の方向けにわかりやすく解説しておりますので是非ご視聴ください。

[登録リンク](#)

* 初回視聴に際して必要情報をご登録頂く必要がございます。ご了承ください。

また、貴社の状況に合わせて個別にお打ち合わせさせていただくことも可能です。下記の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先: 厚地 崇兵 (shuhei.a.atsuchi@pwc.com)

オランダ



日系企業向けセミナー「グローバル税務の最新動向と欧州実務への影響」

2023年6月23日に日系企業向けセミナー「グローバル税務の最新動向と欧州実務への影響」を実施しました。

《概要》

Pillar 2(第2の柱)は欧州子会社において実務上の影響に鑑みつつ会計・税務やITなど社内外の関係者を巻き込みながらの対応が必要となっており、本セミナーでは欧州子会社の観点で求められるPillar 2対応について実例を取り混ぜながら解説しました。またESGと税務に関わるアップデートとして、欧州における外部環境・法規制が大きく変わりゆく中で、欧州子会社が考慮すべき観点・事項について税務ガバナンスの切り口からご紹介しました。

実施内容に関してご興味がありましたら、資料の送付や個別打ち合わせも可能です。下記の問い合わせまでご連絡ください。

問い合わせ先: 秋山 賢介(kensuke.a.akiyama@pwc.com)

JCC/JETRO/PwC 共催セミナー「2024年オランダビジネスアップデート」

2023年9月28日に日系企業向けにJCC/JETRO/PwC 共催セミナー「2024年オランダビジネスアップデート」を実施しました。

《概要》

本セミナーでは、当地でビジネスを行う上で重要度・関心の高いテーマである「政権交代によるオランダ政治の動向・経済最新動向」「人手不足・困難を極める優秀な人材確保を克服する手段としての業務プロセス自動化」「ESG 関連アップデート」「税制改正、その他制度関連アップデート」を中心に解説しました。

実施内容に関してご興味がありましたら、資料の送付や個別打ち合わせも可能です。下記の問い合わせまでご連絡ください。

問い合わせ先: 秋山 賢介(kensuke.a.akiyama@pwc.com)

バックナンバー

- [欧州地域税務ニュース 2023年4月号](#)
- [欧州地域税務ニュース 2022年10月号](#)
- [欧州地域税務ニュース 2022年5月創刊号](#)

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

PwC 税理士法人	清宮 陽二 (税理士法人 パートナー 英国担当) 村上 高士 (税理士法人 パートナー オランダ担当) 溝口 豪 (税理士法人 パートナー ドイツ担当) 問い合わせ先: yoji.k.kiyomiya@pwc.com
<u>PwC 英国</u>	宮嶋 大輔 (JBN & Markets Co-Leader EMEA) David Yates (JBN UK Tax Leader) 並木 祐弥(税務)、小浜 淳子(コーディネーター) 問い合わせ先: yuya.x.namiki@pwc.com
<u>PwC ドイツ</u>	Uwe Hohage (JBN & Markets Co-Leader EMEA) 河野 由紀子(ドイツ税理士、移転価格)、厚地 崇兵(法人税) 問い合わせ先: shuhei.a.atsuchi@pwc.com
<u>PwC オランダ</u>	Pieter Janson (JBN Netherlands Tax Leader) 秋山 賢介(法人税) Thomas Heaton(移転価格) 問い合わせ先: kensuke.a.akiyama@pwc.com
<u>PwC フランス</u>	Franck David (JBN France Tax Leader) 猪又 和奈(税務、法務) 問い合わせ先: kazuna.inomata@avocats.pwc.com
<u>PwC ベルギー</u>	横山 嘉伸(税務) 問い合わせ先: yoshinobu.yokoyama@pwc.com
<u>PwC ルクセンブルグ</u>	又木 直人 (JBN Luxemburg Country Leader) 問い合わせ先: naoto.m.mataki@pwc.com
<u>PwC イタリア</u>	Simone Marchio (JBN Italy Tax Leader) 前田 裕(マーケティング) 問い合わせ先: yu.maeda@pwc.com
<u>PwC スイス</u>	Erik Steiger (JBN Switzerland Tax Leader) 藤野 仁美(税務) 問い合わせ先: hitomi.f.fujino@pwc.ch
<u>PwC チェコ</u>	山崎 俊幸(税務) お問合せ先: toshiyuki.x.yamasaki@pwc.com

PwCは、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに約 328,000 人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.